事務連絡

令和３年７月15日

県内各高齢者福祉施設・事業所長　様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

介護サービス事業所等メールアドレス登録について

　平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

　標記の件について、県内の高齢者福祉施設及び介護サービス事業所におかれましては、日頃より聞き取りや本県の電子申請システム等によりメールアドレスの登録をしていただいておりますが、令和３年６月より電子申請システムが更新されましたので、お手数ではございますが、下記URLから再度メールアドレス御登録いただきますようお願い申し上げます。

　なお、今回御登録いただいたメールアドレスについては、本県からの通知等に活用させていただきます。

**１　対象施設及び事業所（登録は各介護サービス種類ごと）**

入所系：特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

通所系：通所介護（地域密着型含む）、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

訪問系：訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

その他：居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

※　予防含む

**２　登録方法**

下記パソコンURLもしくはスマートフォンQRコードから電子申請システムにより登録してください。

パソコンURL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1625191110654>

スマートフォンQRコード：

（参考）県HP：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/mailtourouku.html>

**３　留意事項**

1. 登録は、各介護サービス種類ごとに行ってください。

※同一敷地内に併設施設及び事業所がある場合も各介護サービス種類ごとに登録願います。

　例）特養に併設のショートステイとデイサービスがある場合⇒３回登録

※各介護サービス種類において、介護予防サービスも併せてされている場合は、１つの登録で構いません。

　例）通所リハビリで介護予防サービスもしている場合⇒１回登録

1. 質問項目の「新規登録か変更かについて」には初回は「新規登録」を選択してください。
2. 新規登録された後、変更される場合は、再度「変更」として登録をお願いします。
3. 兵庫県でメールアドレスを把握している施設・事業所は限られています。つきましては可能な範囲で構いませんので、近隣施設・事業所や法人内でアドレス登録に関する情報共有にご協力をいただけると助かります。

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当）

電話：078-341-7711（内線：2943）

e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp